

熊本市農業委員会総会議事録

- 1 日時 平成 25 年 8 月 8 日 (木) 午後 3 時 招集
- 1 場所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所 14 階 大ホール
- 1 出席委員 48 名
- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1 番 税所 史熙 | 2 番 福原 幸一 | 3 番 谷口 憲治 |
| 4 番 米村 昌昭 | 5 番 牛島 國廣 | 6 番 藤岡 照代 |
| 7 番 宮本 隆幸 | 8 番 林田 智博 | 9 番 角居 登 |
| 10 番 瀧口 幸司 | 11 番 森 日出輝 | 12 番 杉本 清和 |
| 13 番 村上 義博 | 14 番 綱田 稔 | 15 番 村中 英次 |
| 16 番 南 順二 | 17 番 角田 一誠 | 18 番 嶋村 鎮雄 |
| 19 番 春口 豊徳 | 20 番 田中 求 | 21 番 山口 謙藏 |
| 23 番 梅田 義弘 | 24 番 清崎 勝矢 | 25 番 牛嶋 弘 |
| 26 番 渡辺 智明 | 27 番 麻生 隆弘 | 28 番 園田 操 |
| 29 番 村上 智弘 | 30 番 澤田 公俊 | 31 番 村上 正春 |
| 32 番 橋本 春利 | 33 番 馬原 清隆 | 34 番 一木 文雄 |
| 35 番 上田 守王 | 36 番 北口 和皇 | 37 番 古川 盛康 |
| 38 番 吉田 一幸 | 39 番 榊永 築 | 40 番 西川 秀文 |
| 41 番 成松 道敏 | 43 番 杉浦 照雄 | 44 番 志柿 茂喜 |
| 45 番 内田 康喜 | 46 番 前田 道弘 | 47 番 藤本 照義 |
| 48 番 田上 義則 | 49 番 清田 政敏 | 50 番 上田 芳裕 |
- 1 欠席委員 1 名
- 22 番 松村 造酒夫

— 午後 3 時 開会 —

高橋補佐 それでは、定刻になりましたので、只今から、平成 25 年度第 5 回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 49 名中 48 名でございますので、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定に基づき総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 本日は、皆様大変お忙しい中に、平成 25 年度第 5 回農業委員会総会を多くの方が出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議が主なものとなります。総会の審議がスムーズに進行できますようによろしくをお願いいたします。

高橋補佐 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第 4 条に基づき、会長が議

長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、総会次第3、議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者は、35番の上田守王委員と37番の古川盛康委員を、書記に事務局の天津正浩主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から第5号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで、5件でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、議案の訂正、取り下げなどがあるので、事務局より説明をお願いします。

村上主幹 それでは、訂正と取り下げがありますのでご説明いたします。

初めに訂正ですが、1ページになります。1ページの5番です。

5番の譲渡人の職業が農業となっておりますが、こちらを無職に訂正をお願いいたします。農業を無職に訂正をお願いします。

それから、同じく5番で世帯員数ですが、世帯員数9名となっておりますのを6名に訂正をお願いいたします。世帯員数の9名を6名に訂正をお願いいたします。

それから、9ページになります。9ページの41番です。

41番の申請理由なんですが、弟へ贈位と「位」という字になっておりますけれども、正しくは贈与です。弟へ贈与に訂正をお願いいたします。

それから、取り下げですが、ページは前に戻りますが3ページの12番です。こちらが取り下げとなっております。

それから、もう一件取り下げがありまして、12ページになります。

12ページの1番です。1番が取り下げになっておりますので取り下げでお願いいたします。

議長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）でございます。

地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

1番、2番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、同一世帯の子への贈与でございます。

経営内容といたしましては、水稻、花卉を栽培されており、今回の申請地につきましては、現在水稻が作付けをされていることを確認しております。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請でございます。

経営内容は、水稻、大豆の栽培をされており、許可後は水稻の作付けを予定しております。

以上、2件、先日の地区委員会で協議をいたしまして、いずれの申請も農地法第3条第2項各号に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

47番 藤本照義委員

3番、4番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番、4番は関連で共有物の分割のための申請です。

申請地は3筆で、申請者のお二人の共有物として、これまでそれぞれの持ち分に応じた面積によりほ場を区割りし耕作されていましたが、今回はそれぞれの単独所有になるように申請されたものです。

許可後におきましては、これまでどおり3番につきましてはトウモロコシを、また、4番につきましては大豆を作付けされることということです。

以上、2件、先日の地区委員会で協議した結果、いずれも下限面積、常時従事要件、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当せず、申請は妥当であるとの結果でした。ご審議方、よろしく願いします。

議 長 　　ただいま3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

37番 古川盛康委員

5番から15番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、孫への贈与です。

譲受人は、水稻を栽培されている専業農家で、許可後は水稻と露地野菜を栽培される計画です。

6番から8番まで関連です。

独立就農による使用貸借権の設定と賃借権の設定です。

契約期間はいずれも10年間です。申請人はことしの4月から実家の農業を手伝っておられ、今回独立就農されます。

許可後は、水稻と露地野菜を栽培される計画です。

9番は、経営安定のための使用貸借権の設定です。

申請人は、昨年独立就農された方で、今回1筆を解約し、新たに施設野菜栽培のため申請されたものです。

許可後は、ハウスを建てられ、トマトを栽培される計画です。

10番は、弟への贈与です。

譲受人は、水稻と施設野菜を栽培されている専業農家で、許可後は施設野菜を栽培される計画です。

11番は、経営拡張による所有権移転です。

譲受人は、現在水稻とみかんを栽培されている専業農家で、許可後はみかんを栽培される計画です。

13番は、後継者への一括贈与です。

譲受人は、水稻と露地野菜を栽培されている専業農家で、許可後においても水稻と露地野菜を栽培される計画です。

14番は、子への贈与です。

譲受人は、水稻と露地野菜を栽培されている兼業農家で、許可後も水稻と露地野菜を栽培される計画です。

15番は、経営拡張による所有権移転です。

譲受人は、水稻と施設野菜を栽培されている専業農家で、許可後は水稻と露地野菜を栽培される計画です。

以上、10件、このうち独立就農の一人には地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行った上で、協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま5番から15番まで地元委員により報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、16番。

16番 南順二委員

16番から22番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

16番は、事業用地として譲渡された農地の代替地としての取得です。

許可後の申請地にはみかんを栽培されます。

17番は、孫へ贈与されるものです。

申請者は、みかんの専業農家で、申請地にもみかんを栽培されます。

18番は、経営拡張のための使用貸借の設定です。

申請者は、みかんの農家で、申請地にもみかんを栽培される予定です。

19番は、独立就農のための所有権移転の申請で、父からの贈与によるものです。

申請者は、ご夫婦で、現在両親とともに農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地にはみかんを栽培されます。

20番、21番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。

申請者は、みかんの専業農家で、申請地にもみかんを栽培されます。

22番も経営拡張のための所有権移転の申請です。

申請者は、河内地区で主にかんきつ類の生産、流通を扱われる農業生産法人です。申請地にはみかんを栽培される予定です。

以上、7件、このうち独立就農の方には地区委員会への出席を願い、聞き取り調査を行った上で、協議、検討した結果、7件いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま16番から20番まで地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、23番。

44番 志柿茂喜委員

23番は、譲受人が経営拡張のため売買による所有権移転の案件で

す。

譲受人は、稲作と露地野菜栽培をされており、許可後は申請地に米づくりをされる計画です。

24番は、後継者へ経営移譲されるための使用貸借権の設定です。

譲受人は、これまでの稲作栽培を手伝っておられ、これからも主に米づくりをされる計画です。

25番は、譲受人が経営拡張のため売買による所有権移転をされる案件です。

譲受人は、主に水稻栽培をされており、この申請地にも水稻を栽培される計画です。

26番も譲受人が経営拡張のため売買による所有権移転をされる案件です。

譲受人は、主に米づくりをされており、この申請地にも米を作付けされる計画です。

27番は、御幸笛田にあります医療法人の博光会が農地を賃貸借される申請です。

本来、農業生産法人以外の法人は、農地の取得はできませんが、農地法施行令第6条第1項第1号ハで、医療法人が持つ医療施設の業務で農地を取得することが運営に必要である場合は不許可の例外として認められております。

今回、博光会が運営する介護老人保健施設の入居者の野外活動、リハビリを目的として賃貸借権の設定をされるものです。

先日の地区委員会において、聞き取り調査を行い、同施設の入居者50人程度が隣接する申請地で農作業に従事される予定です。許可後は、主に露地野菜を作付けされる計画です。

作物は収穫後、施設で自家消費されます。

28番は、譲渡人が後継者へ贈与される案件です。

譲受人は、米づくりと露地野菜をされており、今後も同じく米づくりと露地野菜栽培をされる計画です。

以上、6件、先日の地区委員会で慎重に検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より23番から28番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、29番。

8 番 林田智博委員

29番につきまして地区委員会での協議内容をご報告します。

29番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。

譲受人は、兼業農家で米を作付けされており、許可後は米をつくれる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないということを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま29番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

28番 園田操委員

30番から32番について、先日の地区委員会での協議を報告します。

30番は、借り人が新規就農される申請です。

借り人は、これまでお勤めをされておりましたが、新規に営農を開始されるために賃借権の設定をされました。今後は、米と麦を作付けされる予定です。

31番も借り人が新規就農される申請です。

借り人は、県外で勤めをされておりましたが、昨年富合町の実家に戻られ、新規に営農を開始されるために賃借権の設定をされるものです。許可後は、米と麦を作付けされる予定です。

30番、31番につきましては、先日の地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行いました。営農計画書などについて、何ら問題はないことを確認しました。

32番は、譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。

許可後は、露地野菜を作付けされる予定です。

全農地について耕作されており、周囲との調和も図れていることを確認しております。

以上、3件について、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま 30 番から 32 番につきまして、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、33 番。

20 番 田中求委員

33 番から 36 番について地区委員会での協議状況を報告します。

33 番は、弟から兄へ贈与する申請です。

譲受人は、現在、水稲と麦を作付けされている農家で、許可後も水稲と麦を作付けされる予定です。

34 番は、借り人が経営拡張のため農地を賃貸借する申請です。

借り人は、現在、水稲と麦を作付けされており、許可後も水稲と麦を作付けされる予定です。

35 番は、子へ贈与する申請です。

譲受人は、勤めの傍ら露地野菜を作付けされており、許可後も露地野菜を作付けされる予定です。

36 番は、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請です。

譲受人は、現在、水稲と露地野菜を作付けられており、許可後は露地野菜を作付けされる予定であります。

33 番、34 番、35 番、36 番の案件について、もろもろ全農地について、各地元委員が地域との調和を図れていることを確認いたしております。

以上、4 件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま 33 番から 36 番まで地元委員より報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、37 番。

45 番 内田康喜委員

37 番について地区委員会での検討状況を報告いたします。

37 番は、譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。

譲受人は、米、露地野菜の栽培をされており、申請地には許可後、露地野菜を作付けされるそうです。

以上、先日の地区委員会で検討の結果、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可の要件を満たしていることを確認されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま33番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、38番。

40番 西川秀文委員

38番、39番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

38番は、譲受人が耕作の便宜上、農地を取得される申請です。

申請地は、西回り環状道路用地に買収された残地で、単独での耕作ができないために隣接する農地を所有している譲受人が取得されるものです。許可後は、水稻を作付けされるそうです。

39番は、共有名義農地の権利持ち分を母親から移転される申請です。

譲受人は、米、みかんを栽培されており、許可後も米の作付けをされるそうです。

協議の結果、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可の要件を満たしていると確認されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま地元委員より38番、39番につきましてご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、40番。

23番 梅田義弘委員

40番から42番について地区委員会での協議状況を報告します。

40番と41番は関連で、譲渡人が2人の弟にそれぞれ贈与する申

請です。

40番の譲受人は、水稻と飼料を作っている畜産農家で、許可後は飼料を作られる予定です。

41番の譲受人は、水稻と露地野菜を作っている農家で、許可後は水稻を作られる予定です。

42番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。

譲受人は、お勤めの傍ら、水稻と施設野菜を作っている農家で、許可後も水稻を作られる予定です。

以上、3件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま40番から41番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請8件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、よろしくお願ひいたします。

47番 藤本照義委員

1番から2番につきまして地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、小山2丁目にお住まいの申請人、建売住宅に転用されるものです。

申請地は、農地の広がりや周辺の宅地の状況から第2種農地と判断され、立地基準の面では問題ないと判断しました。

選定理由といたしましては、申請地が集落内開発制度指定区域内に位置しており、生活環境に恵まれていることから選定されたということです。

土地利用計画は、建売住宅16棟の建築と区域内に道路を整備し利用される計画です。

資金は、自己資金と融資により賄う計画です。残高証明書及び融資証明書で確認しております。

排水計画につきましては、雨水は新設道路側溝を経由されて、南側市道側溝へ、また、汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、同じく

南側市道側溝へ放流されます。

工事完了予定は、平成27年8月30日で、許可後は速やかに工事に着工され、完了後は目的どおり利用されるものです。

開発許可が必要になりますが、同時に手続中であることを確認しております。

次に、2番ですが、施設の概要が植林となっていますが、現地は既に山林化しており、今回の現状にあわせて地目変更、登記を行うための申請です。

無断転用の経緯につきましては、提出された顛末書により確認しておりますが、申請人の父方の祖父に当たる前所有者が平成6年に90歳で亡くなりました。当時、家族に農業をする者がおらず、また複雑な家庭環境から特定の者が農地を管理することも困難であったため、30年以上にわたり管理耕作がされずに、今日に至り、結果として現状の山林となってしまったことということです。

先日の地区委員会で、現地調査を行いました。申請地の現状から農地への復元が困難と認められていること、また、家族の状況からも今後耕作を再開される見込みもないことから、追認もやむを得ないと判断いたしました。

なお、農地区分につきましては、農地の広がりや周辺の宅地の状況から第2種農地と判断され、立地基準は、問題ないものと思われま

す。以上、2件、先日の地区委員会で協議しましたが、2番につきましては追認ではございますが、許可基準につきましては、2件とも満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま地元委員より1番から2番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、3番。

37番 古川盛康委員

3番から5番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番は、貸し駐車場への転用申請です。

申請人は、熊本市外にお住まいで、申請地は市街化区域に隣接し住宅が多く建ち並び駐車場の需要が見込まれるため、貸し駐車場を計画

されました。

農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。

排水計画は、浸透枡を設置し、地下へ自然浸透される計画です。

資金計画は、全て自己資金で賄われ、残高証明で確認済みです。

周辺の状況は、西側と北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

4番は、農家住宅建築のための転用申請です。

申請人は、申請地近くで農業をされており、現在住んでいる住宅が土砂の流出により家が傾き倒壊の可能性があるため、今回、申請地に農家住宅の建築を計画されました。

農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で、営農条件により甲種農地と判断されます。甲種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定で、集落に接続して建築される500㎡以下の農家住宅に該当するものと判断しました。

排水計画は、雨水については集水枡を設置し、オーバーフロー分は南側市道側溝へ接続放流、汚水、雑排水については、合併浄化槽で処理後、南側市道側溝へ接続放流される計画です。

資金計画については、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。

周辺の状況は、東側に農地がありますが、自己所有地であります。

5番は、駐車場への転用申請です。

申請人は、申請地の水路を挟んだ東側で建築資材の加工等を行っておられ、その敷地において駐車場が不足しており、今回、自己の駐車場として計画されました。10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。

排水計画は、雨水のみで、砂利敷きにより地下へ自然浸透される計画です。

申請地は、現在まで通路として使用され、無断転用状態でありましたが、所有者本人も深く反省され、今後このようなことがないようにする旨の始末書が添付されており、今回の申請はやむを得ないものと判断しました。

以上、3件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま3番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、6番。

4 4 番 志柿茂喜委員

6番は、野口3丁目の申請人が個人住宅及び共同住宅を建築される案件です。

農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもございます。

申請地は、交通の利便性がよく、公共施設等も近くにあり、住環境が整っているため選定されたものです。

この申請地に、木造2階建ての個人住宅1棟と木造2階建ての共同住宅3棟を建設される計画で、転用面積につきましては、田の3筆1,982㎡であるため妥当と判断しました。なお、この申請地3筆のうち2筆は、申請者が相続される以前から無断転用されており、相続後の登記手続をしなかったことを深く反省され始末書を添付されています。

開発許可は、現在、市開発景観課と事前審査の協議中であります。

また、資金計画については、自己資金と融資により賄われる計画です。

被害防除の対策も図られています。

給水計画は、市上水道より給水、排水については、雨水は浸透枡で処理し、オーバーフロー分は北側市道側溝に放流、汚水及び生活雑排水は、公共下水道へ放流するよう計画されており、関係する機関からの同意も得られております。

周囲の状況は、東が農地、西と南は水路、北は道路で、隣接農地の所有者の同意は得ておられます。

工事期間は、平成25年9月1日から平成26年8月31日までの約1年間で予定されております。

7番は、御幸笛田6丁目の申請人が貸し駐車場を計画される案件です。

農地区分は、10ha以上の一団の区域内にあり第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものに該当し不許可の例外事由に当たると判断しました。

これは接続する病院施設から不足している駐車場施設としての要望があり、駐車場整備の計画をされるものです。

資金計画については、借入金により賄われる計画です。

被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られています。

給水及び汚水、生活雑排水はありません。

雨水については、雨水は敷地内で自然浸透させ、オーバー分は、東側道路側溝へ放流されます。

周囲の状況は、東が道路、西と南は農地、北は道路で隣接農地の所有者の同意は得られております。

工事期間は、平成25年9月1日から平成25年10月31日までの2カ月間を予定されております。

以上、2件、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、これらの案件は、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面からも検討しましたところ、いずれも転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま地元委員より6番から7番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きますので、8番。

33番 馬原清隆委員

8番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は、自宅に隣接する農地で、農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は、原則不許可ですが、申請人は漁業を営んでおり、特別の立地条件を必要とする水産動植物の養殖用施設その他これに類するものとしての不許可の例外に該当するものと判断しました。なお、集落に接続して設置されるものの規定にも該当することを補足いたします。

また、農地を分断する転用ではございません。

転用面積が妥当であるかについては、妥当な面積だと思われま

周囲の状況は、東側は水路、北側は本人の住宅であり、西側の農地は本人所有であり、南側農地所有者からの同意は得ております。

雨水は自然浸透で、オーバーフロー分は北側水路へ放流、施設で使用した水は集水し、北側水路で放流する計画で、排水同意も得られております。

土砂流出などがないようにするなど、被害防除についての対策を図られることも確認しております。

資金信用については、融資証明を確認しております。

工事計画は、平成25年9月から4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

先日の地区委員会において、本人立ち会いのもと現地調査確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、1番が取り下げとなりましたので36件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、2番、お願いいたします。

47番 藤本照義委員

2番から5番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番につきましては、株式会社中大さんからの資材置き場の申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりがある第1種農地と判断されますが、下水道工事期間中の一時的な利用のための転用であることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。

土地利用計画といたしましては、申請面積1,519㎡に資材置き場及び事務所兼休憩所として利用される計画で、転用面積につきましては適切な面積と判断いたします。

利用期間は、下水道工事完了予定である来年2月28日までとなっています。

資材置き場への工事につきましては、全て自社施工ということで資金については不要ということです。

排水計画は、雨水のみで自然浸透処理で行い、処理できない場合は南側の側溝へ放流される計画です。

周囲の状況といたしましては、西側が農地と隣接しておりますが、所有者との調整が済み同意も得られています。

3番、4番は関連で、新外1丁目のファミリーステージ株式会社さんからの建売住宅の転用申請です。

農地区分は、水道、下水道が埋設されている道路の沿道にあり、おおむね500m以内に2つ以上の医療施設が存在することから第3種農地と判断され、立地基準の面では問題ないものと判断されます。

設定理由といたしましては、申請地が集落内開発指定の指定区域内に位置しており、生活環境に恵まれていることから設定されたということです。

土地利用計画は、建売住宅16棟の建築と区域内に道路を整備し利用される計画です。

資金は、自己資金と融資により賄われる計画で、残高証明書、融資証明書で確認しております。

排水計画につきましては、雨水は新設道路側溝を經由し南側道路側溝へ、また、汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、同じく南側道路側溝へ放流されます。

工事完了予定は、来年2月28日で、許可後は速やかに工事に着手され、完了後は目的どおり利用されると判断いたしました。

開発許可が必要になりますが、同時に手続中であることを確認しております。

5番につきましては、3番、4番と同じくファミリーステージ株式会社からの資材置き場の申請です。

申請地は、3番、4番の隣接地にあり、農地区分は第3種農地と判断され、立地基準の面では問題ございません。

土地利用計画といたしましては、申請面積447㎡を資材置き場と一部を駐車場として利用される計画です。

転用面積につきましては、適正な面積と判断いたします。

資金は、全額融資により賄われるということで融資証明書により確認しております。

排水計画は、雨水のみで自然地下浸透処理で行い、処理できない場合は市道側溝へ放流される計画です。

工事完了予定は、来年2月28日で、許可後は速やかに工事に着手され、完了後は目的どおり利用されるものと判断いたします。

周囲の状況といたしましては、左側が農地と隣接しておりますが、支障のないようにブロックを設置し被害防除される計画で所有者からの同意済みです。

以上、4件、先日の地区委員会で協議致しまして、いずれも許可基準を満たしており申請は妥当であることの協議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま2番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、6番。

37番 古川盛康委員

6番から10番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。

申請人は、現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となったため住宅の新築を計画されました。

農地区分は、中山間地域で集落内開発制度指定区域内に位置し、宅地化の状況から2種農地と判断されます。

排水計画は、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分は西側市道側溝へ接続放流、汚水、雑排水については合併浄化槽を設置し、処理後、西側市道側溝へ接続放流される計画です。

資金計画は、自己資金と融資で賄われ、残高証明と融資証明で確認済みです。

周辺の状況は、東側と南側と北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

また、申請地は、現在コンクリート舗装をされており、無断転用状態でしたが、所有者本人も深く反省され、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が添付されており、今回の申請はやむを得ないものと判断しました。

7番は、個人住宅のため所有権移転の申請です。

申請人の居住地が土地収用されることになり、移転先として今回の申請地が見つかり、住宅の新築を計画されました。

農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。

排水計画は、雨水については浸透枡を設置し、オーバーフロー分は東側道路の側溝へ接続放流、汚水、雑排水については東側公共下水道へ接続放流される計画です。

資金計画については、自己資金で賄われ、残高証明で確認済みです。

周辺の状況は、西側と南側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

8番は、建売住宅建築のための所有権移転の申請です。

申請者の株式会社千里殖産さんは、建築業を営まれており、今回、申請地に3棟の建売住宅の建築を計画されました。

農地区分は、集落内開発制度指定区域内に位置し、10ha未満の小集団の農地で、宅地化の状況から2種農地と判断されます。

排水計画は、雨水については敷地内に側溝を設け、南側市道側溝へ接続放流、汚水、雑排水については敷地内に下水管を設置し、南側市道の公共下水道へ接続放流される計画です。

周辺の状況は、西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

開発許可が条件となります。

9番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。

申請人は、現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となったため住宅の新築を計画されました。

農地区分は、集落内開発制度指定区域内に位置し、10haを超える広大な営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は、原則不許可ですが、不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅へ該当するものと判断しました。

排水計画は、雨水については集水枡を設置し、南側市道側溝へ接続放流、汚水、排水については合併浄化槽を設置し、処理後、南側市道側溝へ接続放流される計画です。

資金計画については、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。

周辺の状況は、東側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

10番は、一時転用による賃借権の設定です。

申請人は、三愛建設工業株式会社で、申請地近くで下水道工事をされるため資材置き場及び現場事務所を設置されます。

期間は、平成26年4月30日までを予定されております。

農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。

排水計画は、雨水については地下へ自然浸透、オーバーフロー分は北側水路へ接続放流、汚水については仮設トイレを設置し汲み取り処理をされる計画です。

資金計画は、全て自己資金で賄われ、残高証明で確認済みです。

周辺の状況は、東側に農地がありますが所有者からは同意が得られております。

以上、5件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いた

しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま6番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、11番。

16番 南順二委員

11番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、河内町でみかんをつくられる申請者が自宅の老朽化のため農家住宅を建設されるものです。

農地区分は、中山間地の広がりのない農地のため第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、農家住宅1棟133㎡の建設です。

資金計画は、自己資金と融資で、銀行の残高証明、融資証明で確認いたしております。

周囲の状況は、北側は道路、西側、南側が畑、東側は宅地となっており、農地については地権者からの同意がとれています。

排水計画は、雨水は地下浸透され、オーバーフロー分は集水枡、浸透枡を設置され、東側は自己所有の既設水路に放流予定です。生活排水、汚水は合併浄化槽で処理後、同じく集水枡、浸透枡経由後、東側自己所有の既設水路に放流されます。

工事期間は、許可後速やかに着工され、12月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして、12番。

44番 志柿茂喜委員

12番は、近見8丁目の有限会社英環境サービスが資材置き場を計画される案件です。

農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。

申請地は、現在資材置き場が手狭になったため、近くて便利なこの土地を選定されたものです。

また、資金計画については、自己資金で賄われる計画です。

被害防除の対策も図られています。

給水及び汚水、生活雑排水はありません。

雨水については自然浸透させ、オーバーフロー分は既設側溝に放流される計画です。

周囲の状況は、東が道路、南と西は農地、北は道路で、隣接農地の所有者の同意は得られております。

工事期間は、平成25年9月15日から平成25年11月15日までの約2カ月間を予定されております。

13番は、御幸笛田2丁目の申請人が資材置き場を計画される案件です。

農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。

申請地は、現在の資材置き場が手狭になったため、同じ町内にある便利なこの土地を選定されたものです。

また、資金計画については、自己資金で賄われる計画です。

被害防除の対策も図られています。

給水及び汚水、生活雑排水はありません。

雨水については自然浸透させ、オーバー分は南側道路側溝に放流される計画です。

周囲に農地はありません。

工事期間は、平成25年9月1日から平成25年11月30日までの約3カ月間を予定されております。

14番は、横浜市青葉区の株式会社ジー・エス・ティーが自動車修理工場を建設される案件です。

農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。

申請地は、周辺住民の方々の修理工場の利用が多く、また、修理整備、点検の需要が見込めるため、交通事情のよいこの土地を選定されたものです。

開発許可は、現在市開発景観課に事前審査申出書を提出済みです。
また、資金計画については、自己資金で賄われる計画です。
被害防除対策も図られています。

給排水について、給水は市上水道を利用、雨水については敷地内に
吸水槽を設けて浸透処理し、オーバーフロー分は西側水路に放流、汚
水及び雑排水は西側既設下水道に接続される計画です。

工事期間は、平成25年9月1日から25年12月31日までの約
4カ月間を予定されております。

15番は、宇城市松橋町の自動車整備業の申請人が自動車修理工場
を建設される案件です。

農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2
種農地と判断されます。

申請地は、13番案件の隣地で修理工場の需要が多く見込まれるた
め、交通の便もよいこの土地を選定されたものです。

開発許可は、現在市開発景観課に事前審査申出書を提出済みです。
また、資金計画については、融資により賄われる計画です。
被害防除対策も図られています。

給排水については、給水は市上水道を利用、雨水については敷地内
に吸水槽を設けて浸透処理し、オーバーフローの分は西側水路に放流、
汚水及び雑排水は西側既設下水道に接続される計画です。

工事期間は、平成25年9月1日から平成25年12月31日ま
での約4カ月間を予定されております。

以上、4件、先日の地区委員会で現地確認し検討した結果、これら
の案件は、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地へ
の影響など、一般基準の面から検討しましたところ、いずれも転用許
可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願
いいたします。

議 長 ただいま12番から15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。
16番。

33番 馬原清隆委員

16番から20番につきまして地区委員会で協議状況を報告いた
します。

16番は、個人住宅建築のための使用貸借権設定の申請です。

借り人は、所有者の娘の子でアパートにお住まいですが手狭になり、実家の隣に個人住宅を建設するものです。

申請地は、集落内開発制度指定区域内で、農地区分は周辺の宅地化の状況から第2種農地と判断します。

転用面積が妥当であるかにつきましては、個人住宅1棟及び道路ということで適正な面積ではないかと判断いたしました。

他の法令に関する許可の見込みについては、開発許可が必要になりますが、事前審査の回答書が得られております。

周囲の状況については、三方を道路、宅地等に囲まれ、南側の農地は貸し人の所有です。

給水は市水道より引き込み、雨水は溜桝に集水し、既設側溝に排水、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、既設側溝に排水する計画で、排水同意も得られております。

資金信用については、融資証明の提出を確認しております。

工事計画は、平成25年9月から5カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

17番につきまして、個人住宅建築のための使用貸借権設定の申請です。

借り人は、所有者の息子でアパートにお住まいですが手狭になり、実家の近くに個人住宅を建設するものです。

申請地は、農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地で甲種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

転用面積が妥当であるかにつきましては、個人住宅1棟ということで適正な面積ではないかと考えておりました。

他の法令に関する許可の見込みについては、開発許可が必要になりますが、事前審査の申請書の提出は済んでおります。

周囲の状況については、北と西側が道路で、東側及び南側は貸し人所有の農地です。

給水は、既設の給水管より引き込み、排水計画については雨水は排水枡を設置し、南側水路へ放流、生活雑排水及び汚水については合併浄化槽で処理後、南側水路に放流するように計画されており、排水同意も得られております。

資金信用については、融資証明の提出を確認しております。

工事計画は、平成25年9月から4カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

18番は、資材置き場のための所有権移転の申請です。

譲受人は、造園業を営んでおり、業務拡大の中、造園業資材として、石、砂利、植木などの保管場所と業務用車両置き場が必要になり転用

を申請するものです。

申請地の一部が既に駐車場として利用されていたことについては、始末書が提出され深く反省されております。

申請地は、農地区分は周辺の宅地化の状況から第2種農地と判断します。

転用面積が妥当であるかにつきましては、適切な面積ではないかと判断いたしました。

周囲の状況については、北、西、南側は住宅の道路に挟まれ、東側の隣接する農地所有者の同意は得ています。

給水は設けず、雨水については自然浸透により、オーバーフロー分は南側市道側溝に放流する計画で、排水同意も得られております。

生活雑排水及び汚水は発生しません。

資金信用については、自己資金により、残高証明の提出を確認しております。

工事計画は、平成25年9月から10カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

19番と20番は関連で、譲受人の現在の住宅が道路拡張工事に伴い移転を余儀なくされ、19番で農家住宅へ、20番で通路及び駐車場への所有権移転の転用申請です。

申請地は、甲種農地に該当せず、天明総合出張所より300m以内にあり3種農地と判断します。

転用面積が妥当であるかにつきましては、適正な面積ではないかと判断いたしました。

周囲の状況については、住宅に囲まれ、一部接している農地についても所有者の隣接同意が得られております。

給水は既設の給水管より引き込み、雨水は排水枡に集水し、北側水路へ放流、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、北側水路へ放流する計画で、排水同意も得られております。

資金信用については、自己資金により、残高証明の提出を確認しております。

工事計画は、平成25年9月から4カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、5件について、先日の地区委員会において本人立ち会いのもと現地調査確認を行い、立地基準並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま16番から20番について地元委員より報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、21番。

28番 園田操委員

21番から26番について地区委員会での協議状況を報告します。

21番は、富合町の株式会社新光組が申請農地を借地し露天の資材置き場とされる転用許可申請です。

申請地は、10ha以上の農地の広がりのない第2種農地と判断されます。

農地を分断する転用ではありません。

新光組は、土木工事業を営んでおられ、クレーン機材、土木工事用の資材置き場として申請されるものです。

申請地は、平成17年2月ごろより隣接する資材置き場と一体で埋め立てられており、始末書も提出され深く反省しておられます。

現地の状況は、東西に畑、南側に雑種地、北側は水路で、隣接する農地所有者より同意も得られております。

雨水の処理は北側水路へ自然排出されます。汚水、生活雑排水は発生しません。

22番は、株式会社九建ホームが建売住宅建設のための所有権移転による転用許可申請です。

農地区分は、富合駅から500m以内の区域に位置し第2種農地と判断されます。

申請地は県道、富合駅にも近く、住宅建設の需要が多いために計画されました。

木造2階建て18棟建設される計画で、転用面積につきましては妥当であると判断しました。

他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、事前審査の回答書も送付されています。

現地の状況は、北、東、西は道路、南側に田があり、隣接する農地所有者の同意も得られております。

給水計画は、市の既設水道管より給水、排水については雨水は新設道路側側溝で集水し西側水路へ放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、新設道路側溝で集水し西側水路へ放流される計画です。

また、計画を賄う金額の残高証明書が添付されています。

工事計画は、平成25年9月1日から平成26年6月30日までの予定で、許可後速やかに目的どおり施工されるものと思われま

23番は、株式会社かずやハウジングが建売住宅のための所有権移転による転用許可申請です。

農地区分は、富合駅から500m以内の区域に位置し第2種農地と判断されます。

申請地は、集落内開発制度指定区域内で、熊本市のベッドタウンとして通勤圏にあり、住宅の需要が多くなってきているため計画されました。

平屋建て2棟を建設される計画で、転用面積について妥当であると判断いたしました。

他の法令に関する許可については、開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

現地の状況は、北、東側は道路、西に田、南側は水路があり、隣接する農地所有者の同意も得られております。

給水計画は、市の上水道より給水、排水については雨水は東側道路側溝に放流、汚水、生活雑排水は各屋敷内に合併浄化槽を設置し、東側道路側溝へ放流される計画です。

また、計画を賄う金額の残高証明書が送付されております。

工事計画は、平成25年10月1日から平成26年3月20日までの予定で、許可後速やかに目的どおり施工されるものと思います。

24番は、株式会社ウエストキング・ホールディングスが建売住宅建設のための所有権移転による転用許可申請です。

農地区分は、富合駅から500m以内の区域に位置し第2種農地と判断されます。

申請地は、集落内開発制度指定区域であり、住宅の需要が見込まれるため計画されました。

木造平屋建て7棟を建設される計画で、転用面積について妥当であると判断いたしました。

他の法令に関する許可については、開発許可が必要となりますが、事前審査の回答書も添付されております。

現地の状況は、東側に田、北と南と西側は道路で、隣接する農地所有者の同意も得られております。

給水計画は、市の上水道より給水、排水については雨水は溜枳で集水し、南側水路へ放流、汚水、生活雑排水は各屋敷内に合併浄化槽を設置し、水路に放流される計画です。

また、計画を賄う金額の融資証明書が送付されております。

工事計画は、平成25年9月1日から平成26年3月末までの予定で、許可後速やかに目的どおり施工されるものと思われます。

25番は、東大建設株式会社が申請農地を貸借し露天の資材置き場とされる転用許可申請です。

申請地は、10ha以上の農地の広がりのない2種農地と判断され

ます。

農地を分断する転用ではありません。

東大建設は、土木建設工事業を営んでおられ、重機作業車両、コンクリート製品、砂利などの資材置き場として申請されるものです。

申請地は、所有者が新幹線車両基地建設の際に、隣接する資材置き場などと一体で、無断で埋め立て設置されておりましたので、始末書を提出されて深く反省してされております。

現地の状況は、北、東側は雑種地、西、南側は道路で、隣接する農地はありません。雨水の処理は西側道路側溝へ自然排水される計画です。

26番は、個人住宅建設のための所有権移転による転用許可申請です。

申請人は、親子の間柄で現在同居される実家が子供の成長に従い手狭になってきたため、計画されるものです。

農地区分は、10ha以上の広がりがない第2種農地と判断されます。

他の法令に関する許可については、開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

申請地は、既に造成され、駐車場として利用されており、始末書が提出され深く反省しておられます。

隣地の状況は、北側は田、南側は畑、東側は道路、西側は駐車場で隣接する農地所有者の同意も得られております。

給水計画は既設水道管より引き込み給水、雨水は浸透枡を設置し地下浸透、汚水、生活雑排水は敷地内に枡を設け、市の下水道へ接続放流される計画です。

また、計画を補う金額の融資証明書、残高証明書などが添付されております。

工事計画は、許可後平成26年末までの計画で速やかに目的どおり施工されるものと思われま。

以上、6件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま21番から26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして、27番。

21番 山口謙藏委員

27番から30番につきまして地区委員会の協議状況を報告いたします。

27番につきましては、申請人が個人住宅建設及び道路拡張に資する転用申請です。

申請人は、現在の住まいが手狭になり、環境面、経済面に検討されたところ、義理の父名義の土地が実家の隣りにあったため、当地で転用を検討されました。

農地区分につきましては、10ha以上の広がりがなく、生産性が低い2種農地と判断されます。

転用面積が妥当であるかについては、適切な面積ではないかと判断いたしました。

資金については、計画に賄う額の資金証明書が提出されていますことを確認しています。

給水はボーリングによる地下水利用をします。排水計画については雨水処理は地下浸透、オーバーフロー分は市道側側溝へ放流し、生活雑排水、汚水は公共下水道へ接続して放流するように計画されています。

周囲は、南側に隣接の農地がありますが、擁壁を施工し、日照と土砂流出に影響がないように図られていることを確認しております。

また、転用以外に開発許可が必要になりますが、事前審査書類の提出を確認しております。

工事期間は、9月1日から来年3月1日までの期間を予定しております。許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

28番につきましても、申請人が個人住宅の建設及び道路拡張による転用申請です。

申請人は、現在借家住まいで手狭になったため、環境面や経済面で便利な実家近くの義理の父の土地の転用を検討されました。

農地区分につきましては、10ha以上一団の農地の広がりであり1種農地と判断されます。1種農地は、原則不許可ですが、集落に接触しており、不許可以外の例外に相当すると判断しました。

また、農地を分断する転用ではないと思われます。

転用面積が妥当であるかについては適切な面積ではないかと判断いたしました。

資金計画については、計画に賄う額の資金証明が提出されていることを確認しております。

給水はボーリングによる地下水を利用します。排水計画については雨水の処理は地下浸透し、オーバーフロー分は、宅地内に溜樹を設置し市道側溝へ放流。生活雑排水、汚水は南側公共下水道へ接続し放流するように計画されております。

周囲は、北側に隣接した農地がありますが、擁壁を施工し、土砂流出、日照に影響がないように対策が図られることを確認しております。

また、転用以外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。

工事期間は、9月1日から来年3月1日までの期間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

29番につきましては、申請人が駐車場用地及び付け替え道路の転用申請です。

申請人は、近年自家用車の自動車台数がふえ、現在の敷地が手狭になり、駐車台数を確保し、あわせて自宅隣の里道を付け替えて駐車場として利用していきたいと検討されました。

農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。

転用面積が妥当であるかについては適切な面積ではないかと判断いたしました。

資金については、計画を賄う額の資金証明が提出されたことを確認しております。

排水計画については雨水の処理は地下浸透、オーバーフロー分は南側道路側溝へ放流します。生活雑排水、汚水は発生しません。

周囲には、西と北側に隣接農地がありますが、土砂流出、日照等に影響はないように対策が図られていることを確認しております。

添付書類は資金計画、資金証明書、排水同意書がとれています。

工事期間は、9月1日から12月25日まで予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

30番につきましては、申請人が太陽光発電設備の新設のための転用申請です。

農地区分につきましては、農地の広がり小規模のため2種農地と判断されます。

申請人は、地元電力用途に貢献をたく、当地での転用を検討されました。

利用面積は、畑が9,700㎡、山林が1,985㎡、宅地が687㎡、合計の1万2,462㎡の敷地に太陽電池パネル2,772枚が設置される計画に適切な面積ではないかと判断されます。

資金計画については、計画で賄う資金証明書、残高証明書が提出されております。

給水計画は、汚水、雑排水はなく、雨水は敷地内に自然浸透されま

す。

周囲の状況は、隣接農地がありますが、周囲に擁壁を施工し、土砂流出、日照等に影響がないように対策が図られることを確認しております。

工事期間は、9月1日から来年の2月1日まで予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、4件、先日の地区委員会で現地確認し検討の結果、転用基準に満たすものと協議しました。審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま27番から30番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、31番。

30番 澤田公俊委員

31番から37番について地区委員会で協議状況を報告します。

31番は、太陽光発電設備の申請です。

借り人は、会社勤めで農業に従事する時間がなく、父所有の農地の一部の有効利用を検討され、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。

資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。

農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため2種農地と判断されます。

現地の周囲は、北側は道路を挟んで借り人の宅地、東側は市道、西側は貸し人の農地、南側は農地ですが、隣接所有者の同意は得てあります。

一部転用面積について、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。

雨水の処理につきましては地下浸透されます。

工事期間は、許可日から12月21日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

32番から34番は関連で、平成25年度高齢保健福祉介護保険施設整備計画で採択された特別養護老人ホームとデイサービスセンターを建築する申請です。

資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。

農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため第2種農

地と判断されます。

現地の周囲は、西側は国道、北側は市道、東側は宅地と農地、南側は農地と接しておりますが、隣接地所有者の同意は得てあります。

転用面積については、39床を備える特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、駐車スペース41台分、緑地帯、防火水槽等を設置され、適正な面積ではないかと判断されます。

雨水の処理につきましては敷地内側溝へ集水し浸透枡にて処理されます。生活雑排水及び汚水につきましては、合併浄化槽で処理後、市道の側溝へ放流する計画です。

工事期間は、許可日から来年6月30日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

35番は、駐車場の申請です。

申請地は、ゴルフセンターの駐車場の一部として、昭和47年ごろより利用されており、無断転用状態となっております。

譲受人は、ゴルフセンターの経営者であり、譲渡人の甥でもあります。以前よりこのような状態となっていたことを反省しておられ、顛末書が添付してあります。

既に駐車場の一部となっているため事業費は発生いたしません。

農地区分については、農地の広がりがないので第2種農地と判断されます。

現地の周囲は、西側が国道、その他は駐車場に囲まれております。

転用面積については、駐車場の一部として適正な面積と判断いたします。

雨水の整備についても道路側溝へ放流されます。

36番は、父の農地を使用貸借し、農家住宅及び農業用倉庫を建築される申請です。

借り人がことし1月帰ってこられ、仕事の傍ら、正式に農業の従事を始められましたが、現在住んでおられる家が古く手狭になったため、新しい農家住宅と農業用倉庫の建築の申請をされるものです。

資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。

農地区分につきましては、上水管、下水管が埋設されている道路に接しており、かつ500m以内に複数の医療機関があり第3種農地と判断されます。

現地の周囲の状況について、東側は市道、西側は雑種地、南側は私道、北側は宅地と設置しており、隣接農地はありません。

転用面積については、農家住宅、農業用倉庫各1棟で、適正な面積ではないかと判断されます。

雨水の処理につきましては敷地内で地下浸透され、オーバーフロー分は東側市道側溝に放流されます。生活雑排水及び汚水につきましては南側市道内にある下水管に繋がられます。

工事期間は、許可日から来年1月31日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

37番は、太陽光発電設備の申請です。

譲受人は、会社勤めで農業に従事する時間がなく、母の農地の有効利用を検討され、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。

資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。

農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため第2種農地と判断されます。

現地の周囲は、東側は雑種地、北側と西側は山林、南側は農地ですが、隣接所有者の同意は得てあります。

転用面積については、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。

雨水の処理につきましては地下浸透されます。

工事期間は、許可日から来年4月1日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、7件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま31番から37番まで地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第4号議案でございます。

この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 北嶋係長

第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(5号)についてご説明いたします。

初めに所有権移転ですが、明細22ページの1番から4番までの合計4件でございまして、1番から2番が公社からの買い取り、3番から4番が相対による売買です。

面積は4件合わせまして、田3, 230㎡、畑2, 776㎡の合計6, 006㎡で売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。

明細23ページの5番から39ページの26番までで、貸し手20

名、借り手20名の件数22件です。

契約期間別では、6年未満が9件、6年以上10年未満が3件、10年以上が10件で、面積は22件合わせまして、田9万9,020㎡、畑3万6,210㎡の合計13万5,230㎡となっております。

権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、花卉、果樹及び飼料作物です。

次に、再設定分です。

明細39ページの27番から43ページの30番までで、貸し手5名、借り手4名の件数6件です。

契約期間別では、6年未満が2件、10年以上が2件で、面積は4件合わせまして、田2万8,666㎡、畑369㎡の合計2万9,035㎡となっております。

権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜及び水稻です。

次に、利用権移転です。

明細43ページの31番から46ページの37番までで、譲渡人2名、譲受人2名の件数7件です。

契約期間別では、6年未満6件、6年以上10年未満1件、面積は7件合わせまして、田1万8,352㎡、畑924㎡の合計1万9,276㎡です。

権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻です。

次に、農地所有者代理事業です。

こちらは、明細46ページの38番から48ページの42番までで、貸し手3名、借り手5名の件数5件になります。

契約期間別では、6年以上10年未満4件、10年以上1件で、面積は5件合わせまして、畑のみの1万8,563㎡です。

権利の種類は、賃借権、利用内容は、果樹です。

最後に、農地利用集積円滑化団体による借り上げと転貸しです。

明細49ページの43番から44番までが熊本市農業協同組合による借り上げ2件で、同じく49ページの45番から46番が借り上げた農地の転貸し2件です。

契約期間は、全て6年以上10年未満で、面積は2件合わせまして、畑のみの694㎡となっております。

権利の種類につきましては、賃借権、利用内容といたしましては、露地野菜です。

以上、1番から46番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。第4号議案の説明につきましては以上です。

議 長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われております。全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きますて、第5号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

4 4 番 志柿茂喜委員

1番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人は、この農地については、主に米づくりをされており、引き続き願い出人みずから耕作を行っていることを地元委員が確認しております。

先日の地区委員会で検討した結果、この証明については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり承認することに決定いたします。

続きますて、第5の報告事項に入ります。

まず、職員任免について事務局から報告があります。

事 務 局 事務局の紹介がございます。職員の任免についてご報告申し上げます。

これにつきましては、さきの参議院選挙がございまして、それに伴いまして7月1日から7月22日まで北区分室の永田室長、それから、

同じく山田参事を北区の選挙管理委員会のほうに出向、それから、併任という辞令を発令しておりますので、ご報告申し上げます。

議 長 次に、賃借料情報について事務局から報告をお願いいたします。

事務局 北嶋係長

ご報告申し上げます。

さきの6月の総会で賃借料情報をご報告いたしましたが、その際にご指摘があった点につきまして改正いたしまして、改めて賃借料情報を報告いたします。

改正しているところといたしましては、まず田の部におきまして、施設野菜のほうが入っているんじゃないかということがありまして、実際調べてみましたら39件ございましたので、こちらのほうは別記したところで載せております。

あと、極端に高いデータ、安いデータがあるということでしたので、極端に高いデータ、安いデータというのは外したところでの今回データを出しております。

また、ご質問のところでもコシヒカリということを出してはありますが、実際にコシヒカリは需要が少ないのではないかというご指摘もありまして、熊本のほうで栽培が多いヒノヒカリの基準がございましたので、こちらのほうの基準を出しております。

以上、賃借料情報の報告です。

議 長 ただいま賃借料情報について事務局より説明がありましたが、この件につきましてご質問等ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 次に、第6のその他に入りますが、何かございませんか。

35番 上田守王委員

2点程質問、意見、お願いを致したいと思います。

委員の現地確認時に於ける、車借り上げについてです。各地域によって色々あるようですが、城南地区に於いては公用車1台と私用者の1台に分乗して巡回しておりますが、問題は私用車について燃料費の手当てをお願いします。又万一事故が発生した場合の取扱はどの様になるのか、見做し公用車として、市が責任をみてるのかお聞きします。是非善処方お願いします。

先ずこのことについてご回答頂いてから、第2番目に移りたいと思います。

3 6 番 北口和皇委員

役員会で委員の現地確認の時に使用する公用車の手配を受けましたので、北区については区長に連絡して2台の手配をお願いしました。足りない場合は、本庁公用車を出していただくようお願いもしました。

南区についても同様のお願いをしております。今までこのようなことを考えたことも無かったのですが、今日役員会で言われましたので、会長から支持が出ましたので公用車を手配させていただきます。

3 5 番 上田守王委員

ありがとうございました。

それでは2番目にまいりたいと思います。

最初に断って置きますがこれは青臭い正義感などで申し上げるものなどではありません。当委員会の存在意義、我々委員の職務責任と使命感に関する重大な事項と私は捉えております。

また農地法とその運営主体である農業委員会の農業振興及び社会的責任にも関わってくる事案でもあります。

ここで申し上げたい1件は誠に悪質なもので、これに対し当委員会として厳正な対応をお願いするものです。

その対象農地は、城南町坂野の水田で、農振地域で当然市街化調整区域でございます。おそらく都市計画法にも抵触していると思われま

す。しかも隣接農地を分断する位置にあります。その水田を不法に埋め立てて駐車場として貸し付け使用しているものです。賃貸かどうかは不明ですが、おそらく賃貸と推測しています。今後も転用が認められることは決してない状態のところ

です。具体的には事務局も把握されていますので、固有名詞は差し控えます。

地区住民の皆さんからも相当の苦情や善処の要望がまいっております。我々地区委員も再三原状回復の指導してきているところですが言うことを聞いてもらえず、我々としても限界があります。

対象農地の地区に於いては、農地集積化事業を積極的に推し進められていますが、それに対し多大な障害にもなっています。

この事案を看過するならば、農地法、農業委員会法、それに依る委員会の権威は損なわれ、存在意義は全く無意味なものとなります。又このことが前例となり全域に波及し、同様事案が城南地区に限らずいたる所で今後続出してくることは容易に想定できる事ですし、委員会が怠慢のそしりを受けることは言うまでもありません。

当該地域の方々には地区農業の振興に寄与されている方を始め、皆怒りを持っておられ、そして原状回復命令の出せる農業委員会がなんとかしてくれるだろうと期待をしておられるところです。

私も期待しております。期待に添わなければならないと思います。

社会的責任についてですが、この土地を使用している借地人のもとに時折多くの人が集まり、多大な迷惑を近所近辺の方はされており、その風体や言動に恐怖を感じておられるところでもあります。

このようなことからしても厳正に対処せずに、この事案が解決出来なければ、その矛先は当委員会に向いてくることは必至です、現に一部の住人から委員会に対して非難の声が挙がっていない訳ではありません。

以上舌足らずで十分意を尽くしておりませんが、このような公の場ですので言を控えなければならない事も多々あります。私もこの発言の後当事者から何らかの祟りがないか懸念もありますが、敢えて陳述申し上げております。

委員会に於きましても重大な事案として確認いただき又政令市熊本の名においても、是非善処方お願いいたします、是非やらなければならないと思います。

今日は、結論は出ないと思います。しかしこのことを認識いただいて解決に向けてぜひお願いを申し上げます。

議長 それはこの頃のおきた問題ですか、去年ぐらいからですか、大変な問題ですね。

36番 北口和皇委員

農業委員会としても今のうちになんとかしなければ、このまま容認したことになるのではないか、というふうになるのではと思っています。

7番 宮本隆幸委員

今ですね、上田委員の方から報告があったばかりですので、今役員もおりますから、まずは調査をしてからですね、現場を見ながら、調査をしながらそこで検討をしていきたいと思います。まずはこれでいいでしょうか。今ここでいろいろ検討しても、何も進まないと思います。

議長 今回の発言につきましては、今後役員会を開きながら、そして現場を見ながら検討していきたいと思います。それでみなさんよろしいでしょうか。

一同

異議なし

議 長 他にありませんでしょうか、ないようですので、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本日の会において議決されました案件については、その条項、字句、その整理を要するものについては、会議規則第 18 条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、本総会において決議された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたします。

高橋補佐 以上で、本総会に付議されました案件は、全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

— 午後 5 時 10 分 閉会 —

平成 25 年度第 5 回熊本市農業委員会総会の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成 25 年 8 月 8 日

会 長 森 日出輝

署名委員 上田 守王

署名委員 古川 盛康

書 記 大津 正浩